

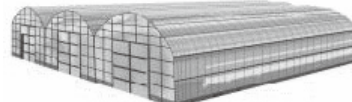
村の農政関係補助事業について

農政課からのお知らせです。認定新規就農者などへの補助や経営管理の機材導入補助、施設園芸用のハウスの補助、および有害鳥獣対策などの村の主な支援策についての補助を、次のとおり一覧表にまとめましたので、ご参考にしていただきますようお願いいたします。(紙面の関係上、国、県の事業は除きます。)

就農等支援策

種類	内容	補助金額
新規就農参入者支援事業 (就農支援金)	南阿蘇村に居住し、農業後継者および新規参入者であって就農後3年未満の者に「新規就農者就農準備資金」に対し補助 (1) 新規就農者 ア 家族が村に居住し、農業に取り組んでおり、その後継者として就農した者 イ 次のうちいずれかに該当する者 (ア) 家族が農業経営改善計画の認定を受けている者 (イ) 後継者本人が青年等就農計画、または農業経営改善計画の認定を受けた者、認定を受ける見込みのある者 (2) 新規参入者 次の全ての基準を満たす者とする。 ア 村に居住し、生活の基盤として農業を営む者 イ 農業委員会にて農地法第3条の許可方針にて許可を得た者であり、かつ営農計画書の承認を得た者 ウ 青年等就農計画、または農業経営改善計画の認定を受けた者、認定を受ける見込みのある者	一人当たり20万円(夫婦の場合30万円)を上限 
経営管理機材導入促進事業	青色申告促進のため、農業経営管理や経営改善および情報収集に資するパソコン購入補助で、タブレットやデジタルカメラは対象外。また、パソコン付属品のみの機材などについても対象としていません。 【対象者】 ・認定農業者 ・認定新規就農者 	対象経費の3分の2以内。 ただし、新規の場合は8万円を上限、更新の場合は青色申告者が6万円を上限、白色申告者が2万円を上限
新規就農参入者支援事業 (家賃補助)	新規参入者の定住促進、就農支援のための住居費補助。 【対象者】 ・新規参入者または、南阿蘇村農業研修生受入協議会における農業研修生 ・新規参入者で農業委員会にて農地法第3条の許可方針にて許可を得た者であり、かつ営農計画書の承認を得た者 ・新規参入者で青年等就農計画または農業経営改善計画の認定を受けた者、認定を受ける見込みのある者	対象経費の2分の1以内。 3万円を上限。最長5年間

施設園芸振興支援策

種類	内容	補助金額
施設園芸振興対策事業	規模拡大、施設の更新、また施設園芸への経営転換を図るために新設・増設するハウス資材購入補助を行っています。 ・ハウス本体・補助資材(被覆資材は除く) ・設備(電照、灌水、暖房施設など) 【対象者】 ・認定農業者 ・認定新規就農者 	・ハウスは対象経費の10分の5以内。200万円を上限 ・電照設備などは1戸当たり20万円を上限

有機農業支援策

種類	内容	補助金額
有機農業農産物推進事業	南阿蘇村堆肥センターで購入した有機堆肥購入の補助 【対象者】 ・南阿蘇村に住所を有する者 	対象経費の2分の1以内。 ただし5万円を上限

畜産振興支援策

種類	内容	補助金額
電気牧柵補助	生産コストを軽減するため、周年放牧のための田畑などの農地において、電気牧柵設置に必要な本体および支柱・電柵線の購入費用の補助 【対象者】 ・南阿蘇村に住所を有する畜産農家 	購入費用の2分の1以内。 ただし5万円を上限

原野保全支援策

種類	内容	補助金額
火入れ補助	火入れに係る賃金 【対象者】 ・火入れ従事者	従事者数1人当たり3千円

有害鳥獣支援策

※南阿蘇村鳥獣被害防止対策協議会より補助

種類	内容	補助金額
電気柵など設置補助	有害獣による農林産物の被害を防止するための、電気柵などの設置に必要な資材(本体・電柵線・支柱など)の購入経費の補助 【対象者】 ・南阿蘇村に住所を有する農業従事者	・本体1台目は購入費用の3分の2以内、2台目は2分の1以内 ・電柵線、支柱などは3分の2以内
狩猟免許試験初心者講習会受講料補助	鳥獣による農林産物などに係る被害を防止することを目的として、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する狩猟免許を新たに取得するため、狩猟免許試験予備講習会参加費の補助 【対象者】 ・南阿蘇村に住所を有する者	1種目10,800円(猟友会会員は8,640円) 2種目以上の受講に付き1種目5,400円を加算
狩猟免許取得費補助	狩猟免許(網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟)の取得に要する経費の補助 【対象者】 ・狩猟免許を新たに取得し、かつ、有害鳥獣捕獲事業に参加する者	・網猟免許 1万円 ・わな猟免許 1万円 ・第1種銃猟免許 1万円 ・第2種銃猟免許 1万円



農業委員会

種類	内容	補助金額
農地集約促進補助	本年度中の農業委員会総会にて承認を得た新規の賃貸借、または所有権の取得により、耕作する農地が2筆以上で50a以上のまとまりを構成する集約が出来た場合に新規の権利設定面積に対する補助 【対象者】 ・認定農業者 ・認定新規就農者	(田) 3万円/10a (畑) 1.5万円/10a



※その他、各種団体補助や家畜導入補助などの制度もあります。ご不明な点は農政課へお尋ねください。

〈問い合わせ〉農政課 農政係 TEL (67) 2706



昨年度の講座の様子

農業者向けパソコン講座の実施について

安定した農業経営を実現させるためには、必要な出費を省くなどコストに対して細心の注意を払うことが不可欠です。そのためには、簿記記帳は欠かせません。

簿記記帳を始めるには、個々の経営実態に応じた納税や節税が図られる「青色申告」があります。このため、青色申告へ切り替えるためには、簿記記帳の習得が必要不可欠です。

パソコン講座は、「エクスセル」の基礎的操作から「農業簿記の作成」までのカリキュラムを行い、将来、青色申告に役立つ内容となっています。

昨年度は、15人の方が受講しています。本年度については、6月と12月に初級から中級までのカリキュラムを予定しています。参加費は無料ですが、パソコンの数に限りがあります。詳しくは農政係にお尋ねいただくか村のホームページをご覧ください。

〈問い合わせ〉
認定農業者の会事務局
農政課 TEL (67) 2706